

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.001

処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処 分 の 概 要	道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第24条
審 査 基 準	<p>■春日部市の道路工事施行承認及び道路占用等に関する事務処理要領に基づき、次の要件を満たす工事について、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 工事等施工後の道路が、道路本来の機能を阻害しない範囲であること。</li><li>2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。</li><li>3 申請者に工事等を施工する能力があること。</li><li>4 工事等完成後に工事物件等を道路管理者に引き継ぐことが可能であること。</li><li>5 工事等の内容、設計、施工方法が「春日部市の道路工事施行承認及び道路占用等に関する事務処理要領」に適合すること。</li></ol>
標準処理期間	20日（他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	道路法解説

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

**■道路法**

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項、第十九条から第二十二條の二まで又は第四十八條の十九第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。